

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## The Format for Describing Changes of Emperor in the Kojiki : Imperial Succession : History and Tradition

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Taniguchi, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000518">https://doi.org/10.57529/00000518</a>

# 『古事記』 天皇御代替わりの記載形式

谷口雅博

## はじめに

『古事記』と『日本書紀』とでは天皇御代替わりの際の記載形式に相違がある。本稿では主として『古事記』の御代替わりの記載形式について検討し、特に中巻と下巻とで異なる実態について確認し、その相違の意図するところを、文学研究・作品研究の立場から考えてみたい。

## 一、『古事記』と『日本書紀』との構成の相違

まずおおまかに『古事記』と『日本書紀』との構成の相違について確認しておきたい。『日本書紀』の場合、全三十巻の内、巻一・二は神代巻であり、それ以降の歴代天皇巻は以下のような構成になっている。

- 巻三 神武天皇／巻四 綏靖天皇～開化天皇／
- 巻五 崇神天皇／巻六 垂仁天皇／
- 巻七 景行天皇・成務天皇／巻八 仲哀天皇／

- 卷九 神功皇后／卷十 応神天皇／ 卷十一 仁徳天皇／
- 卷十二 履中天皇・反正天皇／
- 卷十三 允恭天皇・安康天皇／卷十四 雄略天皇／
- 卷十五 清寧天皇・顕宗天皇・仁賢天皇／
- 卷十六 武烈天皇／卷十七 継体天皇／
- 卷十八 安閑天皇・宣化天皇／卷十九 欽明天皇／
- 卷二十 敏達天皇／卷二十一 用明天皇・崇峻天皇／
- 卷二十二 推古天皇／卷二十三 舒明天皇／
- 卷二十四 皇極天皇／卷二十五 孝徳天皇／
- 卷二十六 齊明天皇／卷二十七 天智天皇／
- 卷二十八 天武天皇上／卷二十九 天武天皇下／
- 卷三十 持統天皇

多くの場合は天皇一代につき一卷が充てられるが、中には複数代で構成されることもある。しかしそれぞれの各天皇代の記述内容に対して「○○紀」という呼称を使うのが通例となっている。各天皇紀のはじまりは、天皇の統柄・性状・立太子記事・前天皇崩御等が記され、その内容は即位前紀として位置付けられている。例えば第二代綏靖天皇、第三代安寧天皇の場合は、以下の通りである。<sup>1)</sup>

・神渟名川耳天皇は、神日本磐余彥天皇の第三子なり。母は媛蹈鞰五十鈴媛命と曰し、事代主神の大女なり。天皇、風姿岐嶷、少くして雄拔之氣有します。壯に及びて容貌魁偉、武芸人に過ぎて、志尚沈毅にまします。四十八歳に至り、神日本磐余彥天皇崩ります。

(綏靖即位前紀)

・磯城津彦玉手看天皇は、神渟名川耳天皇の太子なり。母は五十鈴依媛命と曰し、事代主神の少女なり。天皇、神渟名川耳天皇の二十五年を以ちて、立ちて皇太子と為りたまふ。年二十一なり。三十三年の夏五月に、神渟名川耳天皇崩ります。其の年の七月の癸亥の朔にして乙丑に、太子、即天皇位す。元年の冬十月の丙戌の朔にして丙申に、神渟名川耳天皇を倭の桃花鳥田丘上陵に葬りまつる。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳癸丑にあり。(安寧即位前紀)

綏靖即位の場合のように、前天皇崩御後に皇位継承をめぐる争い等の出来事がある場合は、即位前紀においてその内容が描かれることになる。即位前紀に続いて即位記事が記され、そこから各天皇紀元年ということになる。あくまで各天皇紀の記事内容として位置付けられるので、即位前紀においては、天皇即位前であっても、「天皇」という呼称で説明がなされる。で

は各天皇紀の末尾の記述はどうなっているかと言えば、例外なく天皇崩御記事となっている。

・七十有六年の春三月の甲午の朔にして甲辰に、天皇、橿原宮に崩ります。時に、年一百二十七歳にまします。明年の秋九月の乙卯の朔にして丙寅に、畝傍山東北陵に葬りまつる。  
(神武紀末)

・三十三年の夏五月に、天皇不予したまふ。癸酉に、崩ります。時に年八十四なり。  
(綏靖紀末)

各天皇紀はその御世の天皇崩御によって終わり、その後は次の天皇紀へと移行することになる。前述の通り多くの場合はそれが巻の変わり目ともなっており、その変わり目は明確である。なお、右の綏靖紀末には御陵記事が記されていないが、このような場合には、先掲の安寧即位前紀のように、次期天皇の即位記事に続く形で記されることになる。

一方『古事記』の場合、その全体の構成は上・中・下の三巻に区分される。その区分について『古事記』序文は以下のよう

大抵、記せる所は、天地の開闢けしより始めて小治田の御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鵜草葺不合命より以前をば、上つ巻と為、神倭伊波礼毘古天皇より以下、品陀の御世より以前をば、中つ巻と為、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前をば、下つ巻と為。

上巻は神話、中・下巻が天皇記となり、各天皇代の記事内容を「○○記」として表すのが通例となっている。各天皇代のはじまりについては、初代神武天皇を除けば、ほぼ一定の書式になっている。例えば第二代綏靖天皇記のはじまりは以下の通りである。

神沼河耳命、葛城の高岡宮に坐して、天の下を治めき。

(綏靖紀)

また、各天皇記の後妃と皇子女条において、多くの場合、後に即位する御子については予め「○○者治天下也」と明記している。父子継承を基本とする中巻の場合、複数の御子に「治天下」と記されることはないが、兄弟間での継承が行われる下巻の場合は同一の系譜内において複数の人物に対して「治天下也」

と記される場合がしばしばある<sup>②</sup>。そして各天皇記の末については、中巻の場合は一貫して天皇の宝算と、御陵の記事で終わっている。しかし下巻の場合になると、宝算と御陵記事が天皇崩御後すぐに記され、次の天皇即位との間に諸々の物語が記される場合が見られる。今回は特にこの相違について検討するものであるが、この点については、例えば武田祐吉は、

この下巻における先帝崩後、新帝の即位に至る間の事情の部分は、先帝の御記と新帝の御記との連絡文ともいふべきものであつて新帝の御記が、御名、皇居の記事に始まるとする解釈からは、これを先帝の御記に属するものと見るを妥当とする。

と説くのに対し、藤原照等は、

中巻は崩後のこともその天皇記内にこめられていて、各記ごとにまとまりがつけられているのに対して、下巻では、崩御のことはその天皇記と次の天皇記との間に両者のつなぎに置かれていて、天皇記ごとのまとまりは崩れている。

と指摘する<sup>④</sup>。吉井巖は、「中・下巻は共通形式を持つ統一された構造のもの」であると説き、先帝崩後、新帝即位までの記事は、「次の天皇が決定することによって」先帝の記が終わるという共通の内容を持つているとするが、<sup>⑤</sup>それでは宝算・御陵記事の記載位置が異なることの説明にはならない。以下に検討して行きたい。

## 二、中巻における天皇御代替わりの記載形式

そこでまずは中巻における各天皇記末の記述を確認しておきたい。

- ・ 凡そ、此の神倭伊波礼毘古天皇の御年は、壹佰參拾漆歳ぞ。御陵は、畝火山の北の方の白禰尾の上に在り。(神武記末)
- ・ 天皇の御年は、肆拾伍歳ぞ。御陵は、衝田岡に在り。(綏靖記末)
- ・ 天皇の御年は、肆拾玖歳ぞ。御陵は、畝火山のみほとに在り。(安寧記末)
- ・ 天皇の御年は、肆拾伍歳ぞ。御陵は、畝火山の真名子谷の上に在り。(懿徳記末)

- ・天皇の御年は、玖拾参歳ぞ。御陵は、掖上の博多山の上に在り。  
(孝昭記末)
- ・天皇の御年は、壹佰貳拾参歳ぞ。御陵は、玉手岡の上に在り。  
(孝安記末)
- ・天皇の御年は、壹佰陸歳ぞ。御陵は、片岡の馬坂の上に在り。  
(孝靈記末)
- ・此の天皇の御年は、伍拾漆歳ぞ。御陵は、劍池の中岡の上に在り。  
(孝元記末)
- ・天皇の御年は、陸拾参歳ぞ。御陵は、伊耶河の坂の上に在り。  
(開化記末)
- ・天皇の御年は、壹佰陸拾捌歳ぞ（戊寅年の十二月に崩りましき）。御陵は、山辺道の勾之岡の上に在り。  
(崇神記末)
- ・此の天皇の御年は、壹佰伍拾参歳ぞ。御陵は、菅原の御立野の中に在り。又、其の大后比婆須比売命の時に、石祝作を定め、又、土師部を定めき。此の後は、狭木の寺間の陵に葬りき。  
(垂仁記末)
- ・此の大帯日子天皇の御年は、壹佰参拾漆歳ぞ。御陵は、山辺道の上に在り。  
(景行記末)
- ・天皇の御年は、玖拾伍歳ぞ（乙卯年の三月の十五日に崩りましき）。御陵は、沙紀の多他那美に在り。  
(成務記末)

- ・凡そ、帶中津日子天皇の御年は、伍拾貳歳ぞ（壬戌年の六月の十一日に崩りましき）。御陵は、河内の恵賀の長江に在り（皇后は、御年一百歳にして崩りましき。狭城の楯列陵に葬りき）。  
(仲哀記末)
- ・凡そ、此の品陀天皇の御年は、壹佰参拾歳ぞ（甲午年の九月の九日に崩りましき）。御陵は、川内の恵賀の裳伏岡に在り。  
(応神記末)

右のように各天皇記末が天皇の宝算と御陵記事で終わるのは中巻において一致している。このうち、崇神・成務・仲哀・応神の各天皇については、崩御年月日が記されている。編年体を取らない『古事記』において崩御年月日を記すことの意味が明らかではなく、後世の附加である可能性が指摘されている<sup>6)</sup>。ここに記された崩御年月日ごとく『日本書紀』と異なっているという点もふくめて問題となるところだが、今回はそのままで論じることが出来ない。

ところで、各天皇記末の記述について、『日本書紀』との比較においてもひとつ確認しておくならば、『古事記』の場合、『日本書紀』とは異なって、崩御が即ち天皇代の替わり目となるとは限らないという点である。例えば神武記の場合、「故、

天皇の崩りましし後に、……」（神武記）という書き出しで、神武天皇の崩御後のこととして当芸志美々命の反乱の物語と、神沼名河耳命（綏靖天皇）の即位に至る次第が記される。その後には神武天皇の宝算・御陵記事が記されて神武記が終わる。同様のことは仲哀記・応神記についても当てはまる。仲哀記の場合は、託宣を信じなかった天皇が神の怒りに触れて命を落とすという特殊な状況が描かれる。

爾くして、其の神、大きに忿りて詔ひしく、「凡そ、茲の天の下は、汝が知るべき国に非ず。汝は一道に向へ」とのりたまひき。是に、建内宿禰大臣が白ししく、「恐し。我が天皇、猶其の大御琴をあそばせ」とまをしき。爾くして、稍く其の御琴を取り依せて、まなまに控きて坐しき。故、未だ幾久もあらずして、御琴の音聞えず。即ち火を挙げて見れば、既に崩りまし訖りぬ。（仲哀記）

この後に殯宮が営まれて国の大祓が行われ、改めて神の託宣を請うた際に、「凡そ、此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国ぞ」と教え覚されるが、この御子は仲哀記冒頭の系譜において、「坐腹平国也」と記される、後の応神天皇を指して

いる。天皇崩御の後には、神功皇后の新羅親征↓鎮懐石と釣魚↓忍熊王の反乱↓気比大神↓酒楽の歌と展開しており、神功皇后の腹中に坐し、後に出生する御子の「記」とするか、若しくはその御子を宿す神功皇后の「記」と言ってもおかしくはないところである。しかし、これらの記事がすべて終わったところで、最後に仲哀天皇の宝算と御陵記事が記載されており、ここまでが仲哀記であると判断される、若しくは判断されるように構成されている。『日本書紀』では、仲哀崩御後は巻が変わって神功皇后紀（巻九）となり、更に応神即位前紀（巻十）に記される、その内容が、『古事記』ではすべて仲哀記に位置付けられていることになる。

応神記の場合は、后妃と皇子女の記事に続いて、三皇子の分掌↓応神天皇の国見と成婚（宇遲能和紀郎子の誕生）↓髪長比売と太子大雀命との婚姻↓国主の歌・百済の朝賀、といった記事が並んだ後に、「故、天皇の崩りましし後に」という、神武記の場合と似通った形で、その後の大山守命の反乱↓宇遲能和紀郎子の崩御↓「又、昔」の書き出しによる天之日矛の渡来譚↓それに続く秋山の神と春山の神の兄弟妻争い↓最後に応神天皇の子孫の記事があり、宝算・御陵記事で終わる。本来は后妃と皇子女の記事の続きとして記されるべき系譜が、末尾に記さ

れている点は異質であるが、宝算・御陵記事があることでこの天皇記が終わることを示していることと併せて、ここに応神天皇の子孫系譜があることによっても、ここまですべて含めるかたちで応神記が構成されていることがわかる。そもその誕生が仲哀記の新羅征討に関わる神託から始まっていた応神天皇の治世自体は、百濟の朝賀をもつて「しめくくり」となるといわれるように<sup>8)</sup>、応神治世はその崩御によって終わっていると思われるにもかかわらず、内容としては仁徳即位前記とも言える大山守命の反乱・宇遲能和紀郎子の崩御の話に加えて、天之日矛関連の話が記され、それもすべて応神記として記されることになっっている。

以上のように、『古事記』中巻の場合、天皇崩御でその天皇記は終わらず、次期天皇即位の直前までのすべての記事が含まれ、宝算と御陵を記すことでその天皇記の終わりを示している。上・中・下の三巻構成であるところからすれば、中・下巻の場合、内実としての天皇記の推移については不明瞭であるとも言えるが、中巻の内容が応神天皇の御世以前であり、下巻が仁徳天皇以後とする、という序文の認識に従えば、応神崩御以後の物語もすべて応神記であるということは動かない。

一方の上巻から中巻への移行についても、神武即位から中

巻とすることもありえたと思われるがそうなっていない。神話から歴代天皇巻へという特殊性と、初代天皇即位の物語であることによるものと思われる。

上巻神話の末尾には、中巻以降と共通する記述内容が見られる。

故、日子穗々手見命は、高千穂の宮に坐すこと、伍佰捌拾歳ぞ。御陵は、即ち高千穂の山の西に在り。  
(神代記)

中巻の書式に併せて見れば、右の記述は穗々手見命(火遠理命)の世はここで終わりであることを示していることになる。

穗々手見命のこの記事は神武記以降の各御世末の記事の先蹤をなすものであると言える。

この後、上巻は次の記事で終わる。

是の天津日高日子波限建鵜草草不合命、其の姨玉依毘売命を娶りて、生みし御子の名は、五瀬命。次に、稲水命。次に、御毛沼命。次に、若御毛沼命、亦の名は豊御毛沼命、亦の名は、神倭伊波礼毘古命(四柱)。故、御毛沼命は、浪の穂を踏みて常世国に渡り坐し、稲水命は、妣の国と為



て、海原に入り坐しき。

形式としては、穂々手見命の御陵記事でその世が終わり、右の系譜記事が鵜草葺不合命の世の記事ということになる。鵜草葺不合命の崩御・陵墓記事を載せない理由は定かではない。ここに記されているのは、次の代に残るのが五瀬命と神倭伊波礼毘古命の二柱であるということである。

続く中巻の冒頭は「神倭伊波礼毘古命と其のいる兄五瀬命との二柱」が行為者となっており、それは五瀬命が登美毘古に矢を射られて崩ずるまで続いている。五瀬命が矢を射られた際に発した言葉は「詔」によって記され、落命の際には「崩」の字が用いられる。そして「陵は、即ち紀国の竈山に在り」というように陵墓記事が記される。見ようによっては、中巻冒頭からここまでの内容は五瀬命の「記」であり、ここから先が神倭伊波礼毘古命の物語となると言える。少なくともここまでの話では神倭伊波礼毘古命が初代天皇として即位することを前提としていると言いつけることは出来ない。この後に続く東征の内容も含めて、なぜこれが上巻末ではなく、中巻に入れられているのか、中巻から下巻にかけての展開をあわせて考えた際にそれは決して自明なことではあるまい。明確なことは言えないが、

やはり初代というところにその要因があるのではないか。天皇として即位するまでの階梯を、その天皇自体の物語として即位後と併せて伝える意図があったものと思われる。が、天皇崩御後もそのままの天皇記が続くように構成されているのは何故か。神武記と同じように綏靖即位に至る過程を綏靖記としないのは何故か。つまり、『日本書紀』と同じように即位前記をもたないのは何故かということだ。

中巻に限って言えば、次の天皇が即位するまでの間は、例えば途中でその御世の天皇が崩御していても天皇代は変わらない。その前提は応神記まで変わることはない。原則として直線的に時間が流れて行く『古事記』の場合、即位記事の後にその即位に至る過程を描くというのはなじまない。だが、先帝崩御の直後をその天皇記の終わりとする、空位期間であることを明確に示すことになる。

中巻は神武天皇のヤマト入りが描かれ、その後はヤマトを中心として天皇支配領域の拡充、天下支配の確立が描かれていく。そのテーマに従うならば、天皇空位期間を形式的にも設けるわけには行かないのではないか。神武天皇即位以降は、常に天下は天皇によって治められているという前提が不可欠であるものと思われる。書式としてそれを示すが、宝算・御陵記事↓治

天下記事という連続性なのではないか。天皇崩御後は、その天皇の御子たちの物語として、あくまでも父天皇の時代の物語として記されるということであるのかも知れない。この場合、注意されるのは、中巻の場合には基本的に天皇代替わりは次が即位するののかという前提が設けられて話が展開しているということである。綏靖以降は系譜記事の中で、御子の中の誰が天下を治めるのかが明記されている。実は神武天皇の場合も、綏靖天皇の場合も、系譜記事などにおいて「治天下」が先取り的に記述されていない。従って、特に綏靖天皇の場合、五人の皇子のうち、誰が第二代の天皇となるのか、事前に保証はされていないのである（但し多芸志美々命討伐の後の系譜的記述の中に「治天下」記事が見られる）。しかし、ヤマトで婚姻した伊須気余理比売が正妃であることが明示され、伊須気余理比売の御子が皇位を継ぐということは前提となっているように読める。そして中巻では必ず父の世代から子の世代へと継承され、兄弟に継承されることがない。神武天皇崩御後も神武記であり続けられるのは、「治天下」が連続的に次の天皇に受け継がれることを意図したことなのであろう。誰が皇位を継承するか、前提として定められているのであれば、皇位をめぐる争いは、すべて「謀反」という扱いとなる。既に指摘がなされてい

るように、中巻と下巻とで反乱物語の質が異なるのは、実はこうした天皇代替わりの記述方式の違いに関わっているものと思われるのである<sup>9)</sup>。

天皇空位期間というのは、統治者不在の状況となるわけであり、天下が不安定な状況であるということになる。中巻においては、そうした不安定な状況を描かないようにしていると思われる。『古事記』中・下巻は、上巻の神話世界を背負う形で描かれているものと見られるが、統治者としての天皇の不在の状況は、神話世界に当て嵌めてみれば、須佐之男命が海原の統治を行わなかった状態、そして天照大御神が岩屋に籠もってしまった状態と重なり合うものである。統治者不在の状態では「万の妖」が悉くに起こる<sup>10)</sup>。中巻における統治の連続性は、そうした「万の妖」、即ち無秩序な状態・期間を設けないための措置であると見ることも出来ようか。仲哀天皇崩御の際には、そうした危機的状況であったと見られるのだが、国の大祓を行うということ、そして仲哀崩御に関わっていたのが他ならぬ天照大神であるということによって、秩序の崩壊を招くことがないのである<sup>11)</sup>。

三、下巻における天皇御代替わりの記載形式

そうした中巻に対して、先述の通り下巻は様相が異なっている。まずは下巻の各天皇記に記される宝算と御陵記事を列挙する。◎を付したのはそれぞれ天皇記の途中に宝算・御陵記事があるもの。それ以外は中巻と同じく各天皇記末に記されているものである。

- ・此の天皇の御年は、捌拾参歳ぞ〔丁卯年の八月の十五日に崩りましき〕。御陵は、毛受の耳原に在り。(仁徳記末)
- ・天皇の御年は、陸拾肆歳ぞ〔壬申年の正月の三日に崩りましき〕。御陵は、毛受に在り。(履中記末)
- ・天皇の御年は、陸拾歳ぞ〔丁丑年の七月に崩りましき〕。御陵は、毛受野に在り。(反正記末)
- ◎天皇の御年は、漆拾捌歳ぞ〔甲午年の正月十五日に崩りましき〕。御陵は、河内の恵賀の長枝に在り。天皇崩りまし後に、……………(允恭記)
- ◎天皇の御年は、伍拾陸歳ぞ。御陵は、菅原の伏見岡に在り。(安康記)

・天皇の御年は、老伯武拾肆歳ぞ〔己巳年の八月の九日に崩りましき〕。御陵は、河内の多治比の高鷲に在り。(雄略記末)

- ◎故、天皇の崩りましし後に、天の下を治むべき王無し。是に、日継知らさむ王を問ひて、市辺忍齒別王の妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮に坐せき。(清寧記)
- ・天皇の御年は、参拾捌歳ぞ。天の下を治むること、八歳ぞ。御陵は、片岡の石坏岡の上に在り。(顕宗記)
- ・ナシ(仁賢記)
- ◎此の天皇、太子無し。故、御子代と為て、小長谷部を定めき。御陵は、片岡の石坏岡に在り。(武烈記)
- ・天皇崩りますに、日統を知らすべき王無し。(武烈記)
- ・天皇の御年は、肆拾参歳ぞ〔丁未年の四月の九日に崩りましき〕。御陵は、三島の藍陵ぞ。(継体記末)
- ・此の天皇は、御子無し〔乙卯年の三月の十三日に崩りましき〕。御陵は、河内の古市の高屋村に在り。(安閑記末)
- ・ナシ(宣化記)
- ・ナシ(欽明記)
- ・〔甲辰年の四月の六日に崩りましき〕。御陵は、川内の科長

に在り。

(敏達記末)

・此の天皇は、(丁未年の四月の十五日に崩りましき)。御陵は、石寸の掖上に在りしに、後に科長の中の陵に遷しき。

(用明記末)

・弟、長谷部若雀天皇、倉椅の柴垣宮に坐して、天の下を治むること、四歳ぞ(壬子年の十一月の十三日に崩りましき)。御陵は、倉椅岡の上に在り。

(崇峻記)

・妹、豊御食炊屋比売命、小治田宮に坐して、天の下を治むること、卅七歳ぞ(戊子年の三月の十五日癸丑の日に崩りましき)。御陵は、大野岡の上に在りしに、後に科長の大陸に遷しき。

(推古記)

仁賢記以降は系譜的記述のみとなり、また記載形式にもばらつきが生じている面があるので、例えば御陵記事の有無などについて、仁賢記以前と同じように扱って良いかどうかは問題がある。また、下巻各天皇記のはじめには、真福寺本に限られるが、即位する天皇と先代の天皇との続柄を示す記述が見られる。それぞれ冒頭に記される語を示すと、以下のようになる。

履中(子)、反正(弟)、允恭(弟)、安康(御子)、雄略(ナ

シ)、清寧(御子)、顕宗(伊弉本別王御子市辺忍爾王御子)、仁賢(袁祁王兄)、武烈(ナシ)、継体(品太王五世孫)、安閑(御子)、宣化(弟)、欽明(弟)、敏達(御子)、用明(弟)、崇峻(弟)、推古(妹)

履中天皇条の「子」は兼永本以下卜部系諸本にも見えるものの、他は真福寺本にしか見えないこともあって、これを本文とは認めない立場もある<sup>13)</sup>。はじめから本文であったか否かは判断し難いが、西郷信綱『古事記注釈』等も言うように、中巻とは異なる皇位継承順の複雑さがこのような記述を必要とした所以であることは確かであろう<sup>14)</sup>。なお、雄略・武烈については続柄の記述がない。このうち、特に雄略の場合は後述するように先代の安康天皇崩御から雄略即位に至る過程の叙述内容と関わって、率直に「弟」と記されない理由があったことが考えられる。

さて、下巻の允恭・安康・清寧天皇記においては、天皇崩御記事に続いて宝算・御陵記事が記される。中巻の論理に則れば、ここでこの天皇記は終わることになる。しかし、次の天皇「治天下」記事までの間に、所謂即位前記的な物語が展開するのは周知のことである。中巻においては前天皇記に含まれていたこれらの物語について、下巻も同様に考えるべきなのか否か。形

式に拘るならば、これは空位期間として、前天皇と次期天皇との狭間に位置する記事と考えるべきである。即位前記の記事という捉え方は、例えば允恭の次に安康、安康の次に雄略、清寧の次に顕宗天皇が即位することを前提として成り立つが、『古事記』の場合はそうとは言いきれない面があるのである。次に誰が即位するのか、それを前提として描かないというあり方。つまりは皇位継承をめぐる物語なのであって、中巻が「反乱物語」であるのに対して、下巻の場合はあくまで「皇位継承の物語」という位置付けになるのである。軽太子の同母兄妹婚の物語や、大長谷王による兄や従兄の殺害は、統治者不在の状況故に起こりえたこととして位置付けられるように思われるのである。

まずは允恭記から安康記にかけての場面を検討したい。允恭天皇の宝算・(崩年)・御陵記事の後、「天皇崩りましし後に」という、神武記や応神記と同じ記述が見られるが、その後以下のような記述を経て軽太郎女との同母兄妹婚へと展開して行く。

木梨之輕太子の日繼を知らずことを定めたるに、未だ位に即かぬ間に、其のいろぬ妹、軽太郎女を姦して、……

「定めたるに」とあるところ、新編頭注には、「構文から見て、『定』は他動詞と解すべきもの。臣下が定めたことをいう」と説く<sup>⑤</sup>。「天皇崩りましし後に」の「後」が、「定」にかかると見れば、そうなるが、本居宣長が「定まれるを」と訓じ、「天皇崩坐て後に始めて太子と定奉りし如く聞ゆめれど、然には非ず」として既に即位が定まっていたと捉えている。諸テキスト・注釈書もほぼ同様の理解を示しているが、解釈の仕方によるので、どちらとも決めかねるところではある。ただ問題は、軽太子即位が規定路線であったにも関わらず、それが覆されたことにある。『日本書紀』を比較すれば分かるように、同母兄妹婚は必ずしも即位を不可能にする事柄ではない。しかし『古事記』の場合は同母兄妹婚が発覚した後に、次のように描かれる。

是を以て、百官と天の下の人等と、軽太子を背きて、穴穂御子に帰りにき。

臣下に背かれることによって軽太子は即位の正当性を失うことになる。これについては、父允恭天皇が病を理由に即位を辞退していたにも関わらず、臣下の進言によって即位に至るという流れの対局にあるとの指摘がなされている<sup>⑥</sup>。軽太子と軽太郎

女との同母兄妹婚によって、軽太子から人心が離れ、その結果として穴穗御子・安康天皇即位が導かれるが、これを安康即位前記として位置付けることが出来るかどうか。少なくとも允恭崩御後の記述形式としては、安康即位を前提とした書き方がなされているというわけではない。中巻と異なつて、親の世代から子の世代へと皇位が継承されていく前提が成り立っていない下巻においては、中巻以上に、天皇崩御後の展開は不安定なものとならざるを得ない。『日本書紀』とは異なつて軽太子の同母兄妹婚を天皇崩御後の出来事として描いていることからすれば、より不安定な状況を演出しているとも言える（その点では意祁・袁祁二王子の発見を清寧天皇崩御後とするのも同様であろう）。さて、「天皇崩りましし後に、木梨之軽太子の日継を知らすことを定めたるに、未だ位に即かぬ間に、其のいろ妹、軽大郎女を姦して、歌ひて曰はく」で始まる一連の歌と物語は、人心が穴穗御子に帰することを描き、軽太子が穴穗御子によって捕らえられることを描くなど、確かに安康即位の正当性を物語る内容・意図を含み持つものではありながら、基本的には軽太子と軽大郎女との悲恋物語を描くことに中心があると思われる。この物語の終わりは、「如此歌ひて、即ち供に自ら死にき。故、此の二つの歌は、読歌ぞ」となっている。つまり、あくま

でも軽の兄妹の物語として閉じられているのである。その直後に「御子、穴穗御子、石上の穴穗宮に坐して、天の下を治めき」とあつて安康記が始まる。では、允恭崩御後から安康「治天下」までのこの話をどう位置付けるのか。允恭記の範疇からは外れ、かつ安康天皇即位前記的位置付けとも異なり、「軽太子の記」でもいうものとして位置付けられるように思われるのである。

次に、安康天皇の崩御後の諸々の物語は、雄略即位前記的意義を持つものとして理解されることが多いようだが、必ずしも『日本書紀』のように雄略天皇の即位を前提として描かれているわけではない点、注意を要する。安康天皇の崩御は、皇后長田大郎女の子の目弱王が、実父である大日下王の仇を取るために義父の安康天皇を殺害するという、特異な形で描かれる。目弱王が安康天皇殺害後に臣下である都夫良意富美の家に逃げたことを記した後には天皇の宝算と御陵記事が記されるので、安康記の終わりをこの位置として判断することも不可能ではない。直後に「爾くして、大長谷王子は、当時童男なり」で次の話が始まる故に、ここから先を大長谷王子、即ち雄略天皇の物語として読むことも可能かも知れないが、物語の視点は、大長谷王子、都夫良意富美、目弱王、その後に登場する市辺之忍齒王、その御子の意祁王・袁祁王というように、めまぐるしく移り変



わっていくのである。従ってこの間の位置付けとしては、安康天皇崩御から雄略天皇即位に至るまでの空位期間として見ることもできる。安康天皇崩御の後には、文字表記の上からは目弱王と大長谷王とが同等の扱いをされているように受け取れるところがある。また、後の市辺之忍齒王の場合も、やはり大長谷王と同等の扱いをされているところがある。ひとつには各人物の発話を導く言葉に「詔」が用いられていることが挙げられる。

大長谷王が、目弱王が逃げ込んだ都夫良意美の家を囲んだ時に都夫良意美に言葉を発する際には「詔」が用いられ、その発話は「詔命」と記されている。『古事記』において「詔」の字は『日本書紀』よりも使用範囲が広く、中・下巻においては天皇の発言に限定されないが、それぞれの場面において「詔」使用の意図が見られることについては既に論じたことがある。それでもこの場面においては、大長谷王のみならず、目弱王から都夫良意美への発言に際しても「詔」が使われている点に問題がある。大長谷王に攻め込まれ、死を覚悟した次の場面である。

其の王子、答へて詔ひしく、「然らば、更に為すべきこと無し。今は吾を殺せ」とのりたまひき。

同一の物語の中で複数の人物が発話に「詔」が用いられるのは極めて異例であり、しかも同じ対象に対しての発話に用いられているということは、この両者が対等の立場であることを示していると考えられる。同じことは市辺之忍齒王に対しても言える。市辺之忍齒王が大長谷王に狩りに誘われ、その場で殺される場面、大長谷王自身の発話は記されていないので確認できないが、市辺之忍齒王からの、大長谷王の御伴人への発言が「詔」によって導かれている。これもやはり大長谷王と市辺之忍齒王とが対等の立場であることを示す例であると考えられる。下巻において天皇以外に「詔」が使用されるのは、仁徳記の太后石之日壳の一例を除けばこの場面のみである。安康天皇崩御から雄略天皇即位に至る間に「詔」によって発話が導かれる人物が三人存在するという事は、この三人が皇位継承の資格を有するものとして位置付けられているという認識によるのではなからうか。もうひとつには「王子」という称が挙げられる。この三人は皆、いくつかの場面において「王子」という称が用いられている。「王子」の称は、既に指摘があるように、宇遲能和紀郎子・水齒別命（反正天皇）・穴穗御子（安康天皇）・意祁命（仁賢天皇）・袁祁命（顕宗天皇）といった、天皇として即位する存在、若しくは即位が予定されていた存在の即位前の呼称と

して用いられているというように、限定的に使用されている称なのである。<sup>⑩</sup>

要するに安康崩御後の物語は、大長谷王が他の皇位継承の可能性がある存在を排除して行くことで自らが即位する展開となるが、はじめからそれを前提とした書き方をしていないということである。従って従来言われているようにこれを雄略天皇即位の正当性を描く物語と言えるのかどうかは、改めて考える必要があると思われるし、雄略即位前記として位置付けるという見方にも慎重になる必要がある。

ひとつ言えることがあるとするならば、前天皇の殺害による混乱の中で、武力によって自らの力を誇示し得た大長谷王は、即位に相応しい存在として認められたということであろうし、いくつかの残虐な殺害の描写も、天皇空位期という混沌の中でこそ認められる事柄であったということであろう。その点では天皇在世中であり、かつその天皇に恐れられる倭建命とは状況が全く異なることになる。なお、雄略天皇の名前は、允恭系譜では「大長谷命」、安康崩御後は「大長谷王」若しくは「大長谷王子」、そして即位の際には「大長谷若建命」と記されている。武力を行使していた即位前には「建」が付かず、即位に際して「建」が付されるのは矛盾しているようにも思われるが、

これは例えば神沼河耳命が庶兄当芸志美々命を討つたことによつて「建沼河耳命」と名を称えられて綏靖天皇として即位するのに対して、手足がふるえて討つことが出来なかつた兄の神八井耳命が、「治天下」を弟に譲つたという話に近いものがあるように思われる。その描かれ方には大きな相違があるものの、機に臨んで武を行使し得るものと、し得ないものとの相違が描かれるのは安康崩御後のこの話も同様である。

最後に、清寧天皇崩御後の記事について触れておきたい。清寧記は以下のように始まっている。

御子、白髪大倭根子命、伊波礼の甕栗宮に坐して、天の下を治めき。此の天皇は、皇后無く、亦、御子も無し。故、御名代に白髪部を定めき、故、天皇の崩りましし後に、天の下を治むべき王無し。是に、日継知らさむ王を問ひて、市辺忍菌王の妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮に坐せき。

右のように、即位記事の後は系譜もなく、崩御が示されるが、宝算や御陵記事はここに見られず、かつ顕宗即位の前にも見当たらない。御陵記事が各天皇記の終わりを示すものであるとす



るならば、清寧記はその終わりが示されないまま、顕宗記に入るということになる。右の記述に続いては、「爾くして、山部連小楯、針間国の宰に任りし時に、其の国の人民、名は志自牟が新室の樂せるに到りき」とあり、以下に二王子発見の話へと続く。ここから先の話を清寧記として捉えることが出来るのか否か。描かれている内容は、意祁・袁祁二王子の即位に至るまでの物語であり、当に即位前記と言うに相応しい。顕宗天皇治天下記事、即ち顕宗記が始まる直前には、二王子による天下互譲のことが記され、結果として「故、辞ぶること得ずして、袁祁命、先づ天の下を治めき」と記す。この描き方は宇遲能和紀郎子と大雀命との互譲を描き、宇遲能和紀郎子の早世によって、「故、大雀命、天の下を治めき」とする応神記と共通する。しかし大雀命の場合はあくまでも応神記の範囲内において描かれているわけだが、二王子の場合はどうか。允恭崩御、安康崩御の後に描かれる混乱とは異なり、清寧崩御後の二王子発見の物語は、混乱や混沌とした状況が描かれている訳ではない。それ故に、或いはこの物語は清寧天皇の御世の話として位置付けることが出来るのかも知れないし、飯豊王の存在によって治天下は継続されているということでもあろうか。いずれにせよ、清寧崩御後の記事内容からみれば、これは顕宗即位前記というよ

りも、顕宗・仁賢両天皇の即位前記の記事であり、あくまでも意祁・袁祁二王子の「記」だといえそうである。

### おわりに

以上、『古事記』の中・下巻における天皇代替わりの際の記事内容、記載の意図などについて、考えたところを述べてきた。上・中・下の三巻区分という構成を取る『古事記』の場合、各天皇記の範囲というものを明確に意識していたのかどうか、定かではない。通例として便宜的に「○○記」という呼称を用いているが、天皇記以外の「○○記」という捉え方も考えてみる余地があるのかも知れない。『古事記』が天皇支配の正当性を説く書であるという前提を否定するわけではないが、すべてをその前提にあわせて解釈するべきではあるまい。より物語性を重視しているように見える『古事記』故に、その構成意識・記載意図を更に検討してみることが必要に思われる。

### 【注】

(一) 以下、『古事記』『日本書紀』訓読文の引用は、小学館新編日本古典文

- 学全集本に拠る。『古事記』（山口佳紀・神野志隆光、校注・訳、一九九七年六月）、『日本書紀』①③（小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守、校注・訳、一九九四年四月・一九九八年六月）。
- (2) この点については、吉井巖「古事記の作品的性格（三）——中・下巻の構造——」に詳しい。（『天皇の系譜と神話』三、塙書房、一九九二年一〇月所収。初出は一九九一年三月）。
- (3) 武田祐吉「古事記研究帝紀考」第三「古事記」の組織（武田祐吉著作集第二巻『古事記篇Ⅰ』角川書店、一九七三年八月所収。初出は一九四四年一月）。
- (4) 藤原照等「古事記の敬称『命』——中巻と下巻の用法——」『土井先生頌寿記念論文集 国語史への道』上、三省堂、一九八一年六月。
- (5) 吉井巖、注(2) 前掲論文。
- (6) 本居宣長「古事記傳二十三之卷」『本居宣長全集』第十一巻、筑摩書房、一九六九年三月。
- (7) なおこの点については、神野志隆光に論がある。「紀年をもたない『古事記』と崩年干支月日注」（『複数の「古代」』講談社現代新書、二〇〇七年一〇月）参照。
- (8) 神野志隆光「心神天皇の物語——天皇の世界の秩序の確立——」（『古事記研究大系』6『古事記の天皇』高科書店、一九九四年八月）。
- (9) 『古事記』中巻と下巻の反乱物語の質の相違については、榎本福寿「反乱、そのありかたと時代」（『古事記研究大系』8『古事記の文芸性』高科書店、一九九三年九月）等によって論じられている。
- (10) 矢嶋泉は、須佐之男命の涕泣と、天照大御神の石屋籠もりの二度の場面に亘って「万の妖」が起ころのは、いずれの場合も統治者の不在という状況によるものであると説いている。「悪神之音如狭蠅皆満 萬物之妖悉發——『古事記』神話の論理——」『聖心女子大学論叢』67、一九八六年六月。
- (11) 『日本書紀』神功皇后摂政元年に、「常夜行くなり」という描写が出てくる場面がある。この解釈については良く分らない点があるが、天皇不在の状況というのが或いは関連しているが故に、天の石屋神話を彷彿とさせるような描写がなされているとも考えられる。勿論『古事記』にはそうした記述はない。
- (12) 本居宣長「古事記傳三十八之卷」『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房、一九七四年三月。
- (13) 西郷信綱「古事記注釈」第四巻、平凡社、一九八九年九月、二二二頁。『古事記』下巻の主題については本稿の及ぶところではないが、これまで多くの先行研究がある。西郷信綱先掲書四二二頁「補考——古事記下巻の主題」、吉井巖注(2) 前掲論文、神野志隆光「天下の歴史——中・下巻をめぐって——」（『古事記の世界観』吉川弘文館一九八六年六月）、阿部誠「皇位継承の物語と王権——古事記・下巻の構想と理念——」（『古事記研究大系』3『古事記の構想』高科書店、一九九四年十二月）等。
- (14) 新編全集『古事記』三一七頁頭注。
- (15) 本居宣長「古事記傳三十九之卷」『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房、一九七四年三月。
- (16) 新編全集『古事記』三一七頁頭注は、清寧天皇について「臣下とのかわりにおいてある天皇ということ」と述べ、軽太子が「臣下の推戴を得られないうで廃されるのは、この点を踏まえてみられるべきもの」と指摘する。
- (17) 谷口雅博「詔」字の使用意識——『古事記の表現と文脈』おうふう、二〇〇八年十一月。初出は一九九〇年一月。
- (18) 阿部誠「雄略天皇の即位伝承——古事記における伝承の再構成とその構想——」（『國學院雑誌』90—5、一九八九年五月）。